

豊前市期日前投票立会人募集要項

豊前市選挙管理委員会では、市民の皆様に政治や選挙に関心を持っていただき、選挙を身近なものに感じていただくため、期日前投票立会人を次のとおり募集いたします。あらかじめ期日前投票立会人希望者として登録いただき、実際の選挙の際に登録された人の中から期日前投票立会人を選任させていただきます。

満18歳以上の方であれば応募することができますので、特に若い有権者からの応募をお待ちしています。

1. 役割と内容

期日前投票立会人は、期日前投票所において投票に立ち会い、投票が公正に行われているかどうかを確認する役割を担います。主な仕事は、次のとおりです。

- (1) 投票所及び投票箱の開閉に立ち会うこと。
- (2) 投票手続の全般について適正に行われているか立ち会うこと。
(選挙人名簿の照合、投票用紙の交付、投函、持ち帰り等の誤りがないかの確認)
- (3) 投票録等に署名すること。

※選挙制度等に関する知識や経験は特に必要ありません。

2. 立会場所

豊前市役所期日前投票所

3. 立会期間・時間

期日前投票の期間（告示（公示）日の翌日から投票日の前日まで）のいずれかの日
午前8時30分から午後8時まで

※立会期間は選挙によって異なります。

※長時間の立会になるため、体調に不安のある方のご応募はご遠慮ください。

4. 報酬

日額 9,600 円

※規定の源泉所得税を控除します。

※交通費の支給はありません。

※原則、投票立会人本人名義の口座へ振り込みます。

※報酬を支払うにあたり、「債権者登録依頼書」及びマイナンバーに関する書類等の提出が必要です。

5. 応募要件

次の要件をすべて満たす人

- (1) 豊前市に住民登録がある人
- (2) 豊前市の選挙人名簿に登録されている人（選挙権がある人）
- (3) 特定の候補者の選挙運動や政治活動を行っていない人

6. 応募方法

「期日前投票立会人登録申込書」に必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会事務局に提出してください。「期日前投票立会人登録申込書」は、市ホームページからダウンロードするか、選挙管理委員会事務局の窓口でお受け取りください。

7. 募集期間

随時募集を受け付けています。

ただし、申込みが選挙期日に近い場合は、事務の都合上、次の選挙から従事していただきます。

8. 選任の流れ

- (1) 「期日前投票立会人登録申込書」を選挙管理委員会事務局まで提出してください。
- (2) 選挙管理委員会事務局で登録要件を確認し、投票立会人候補者名簿に登録します。
※登録は、辞退の申出又は転出等がない限り継続します。
- (3) 各選挙の日程が決定した後、選挙管理委員会事務局から名簿登録者へ、立会いが可能な日時の照会をします。
- (4) 回答をもとに、投票立会人として従事していただく日時を割り振ります。立会いが可能な人に承諾書を送付しますので、必要事項を記入のうえ返送ください。
※応募状況等によりご希望に添えない（選任されない）場合がありますので、ご了承ください。
- (5) 豊前市選挙管理委員会が投票立会人として選任し、選任通知書を本人に送付します。
※選任後に正当な理由なく、辞退することはできませんのでご注意ください。

9. 注意事項

- (1) 立会時間の15分前までに、立会場所へ参集してください。
- (2) 立会時間中は、原則、食事及びトイレ以外の理由で離席はできません。
- (3) 投票所内では、携帯電話の使用や私語はお控えください。
- (4) 食事は昼食のみ選挙管理委員会事務局で用意します。

【申込み・問合せ先】

〒828-8501

豊前市大字吉木955番地

豊前市選挙管理委員会事務局

電話：0979-82-8006